

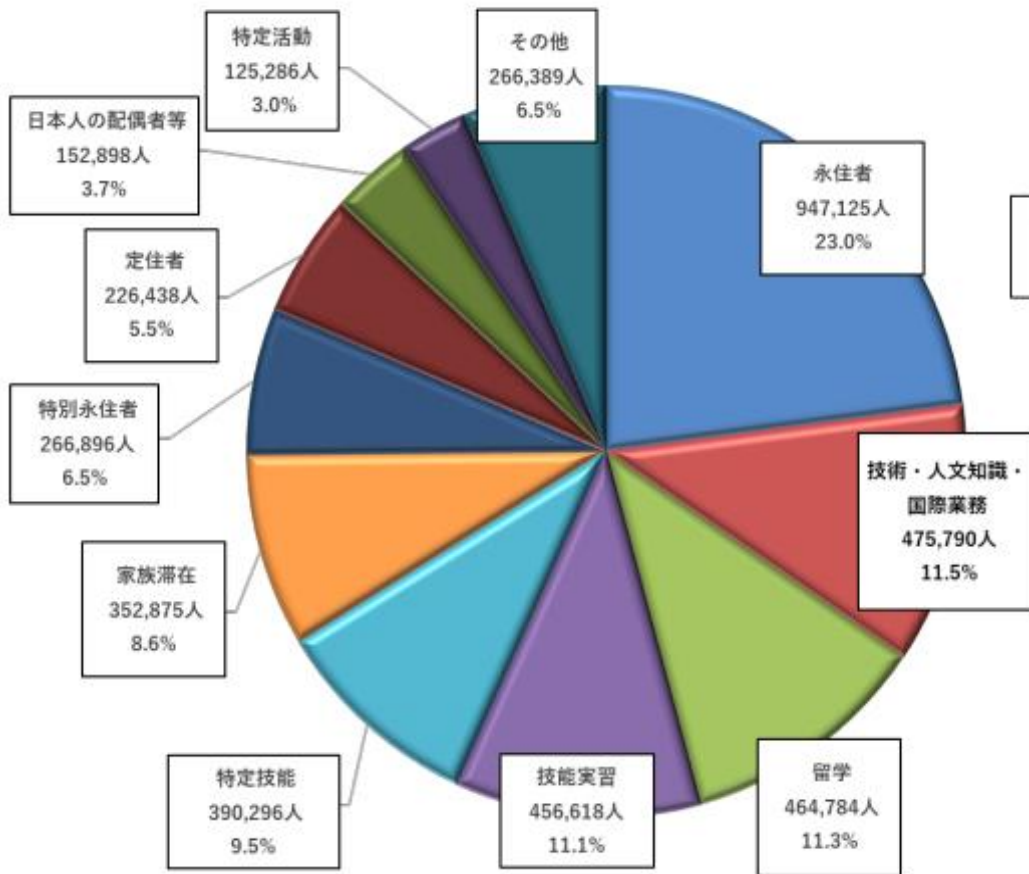
6. 食品製造業における外国人材の受入れ



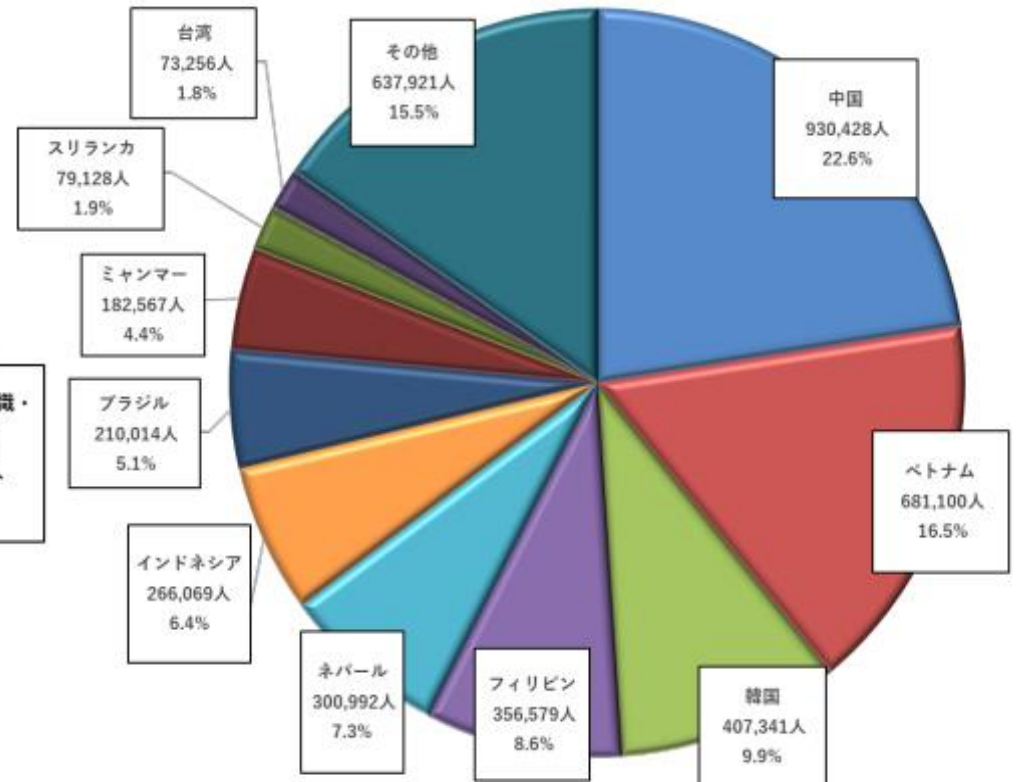
6-1. 在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳（令和7年12月末）

在留外国人数（総数） 412万5,395人

在留資格別



国籍・地域別



6-2. 技能実習・育成就労・特定技能の制度比較



	技能実習(団体監理型)	育成就労(監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算3年(育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能)	通算(妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く)5年(相当の理由があると認められる場合は6年)
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1年経過時、終了時(特定技能1号移行時)において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時A2.2レベルの日本語能力要件あり)	なし (介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野(運輸係員の業務区分)はA1以上の日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし	なし
支援機関	なし	あり(監理支援機関) (育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制)	あり(登録支援機関) (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国を通して行われる	通常監理支援機関と送出国を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号)(非専門的・技術的分野)	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

6-3. 特定技能制度の概要（在留資格について）

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：382,341人（令和7年12月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：7,955人（令和7年12月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、**リネンサプライ**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**物流倉庫**、**農業**、**漁業**、**飲食品製造業**、**外食業**、林業、木材産業、**資源循環**（19分野）
 （赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。青字は令和8年1月23日閣議決定により新たに追加された分野で特定技能1号のみで受入れ可。産業上の分野等を定める省令等の公布・施行後に運用開始を予定。）

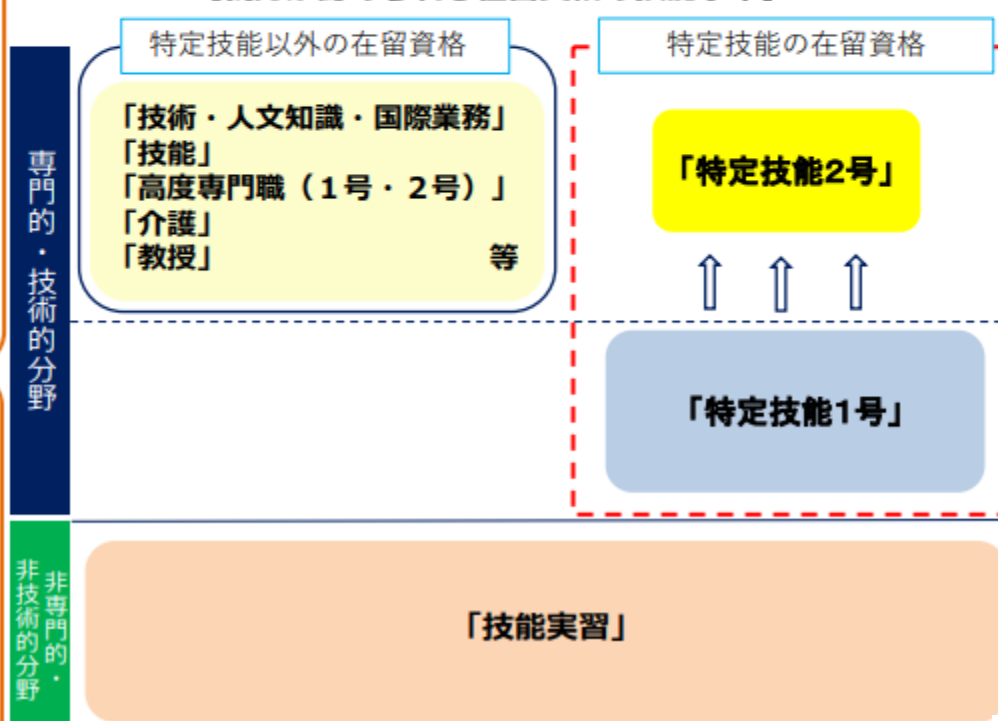
特定技能1号のポイント

在留期間	3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新 ※通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）で上限5年（相当の理由があると認められる場合は6年）まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（A2.2相当以上）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
受入れ見込数(上限)	分野ごとに設定あり（全分野で80万5700人（令和11年3月末まで））

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、2年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験（B1相当以上）で確認 ※令和9年4月1日から、当該日本語能力水準に係る省令が施行予定
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外
受入れ見込数(上限)	設定なし

【就労が認められる在留資格の技能水準】



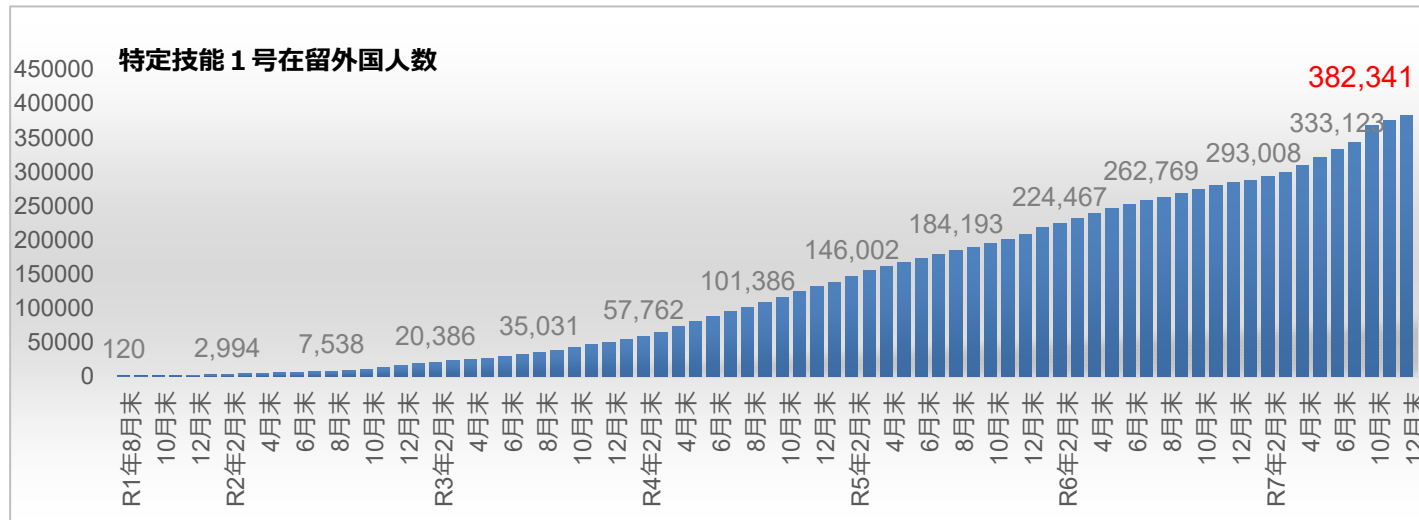
6-4. 特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分一覧（1/2）

特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分						
	1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号		特定技能2号								
	技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準							
厚労省	介護	A2.2相当以上及び日本語字彙プラン(B1相当以上の場合は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	介護特定技能評価試験（技能）等	A2.2相当以上及び介護特定技能評価試験（日本語）	介護 【1業務区分】								
	ビルクリーニング	育成就労評価試験（初級）	1年	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	特定技能1号評価試験	特定技能1号評価試験	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）			B1相当以上	ビルクリーニング 【1業務区分】					
	リネンサプライ														リネンサプライ 【1業務区分】		
経産省	工業製品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3級）又は特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験及びFビシネスキャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）又は技能検定（1級）	<ul style="list-style-type: none"> 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙・段ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 青磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 縫製 電線・ケーブル製造 プレハブ住宅製品製造 家具製造 定形・不定形耐火物製造 生コンクリート製造 ゴム製品製造 かばん製造 【47業務区分】							
	建設								育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3級）	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	<ul style="list-style-type: none"> 土木 建築 ライフライン設備 【3業務区分】				
	造船・船用工業								育成就労評価試験（専門級）又は技能検定（3級）	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	特定技能1号評価試験又は技能検定（3級）	特定技能2号評価試験又は技能検定（1級）	<ul style="list-style-type: none"> 造船 船用機械 船用電気電子機器 【3業務区分】			
	自動車整備	育成就労評価試験（初級）							育成就労評価試験（専門級）	育成就労評価試験（専門級）	特定技能1号評価試験又は3級の自動車整備士の技能検定	特定技能1号評価試験又は3級の自動車整備士の技能検定	特定技能2号評価試験、2級の自動車整備士の技能検定（自動車整備の業務区分の場合）又は自動車整備、電子制御装置整備士の技能検定（車体整備の業務区分の場合）	<ul style="list-style-type: none"> 自動車整備 車体整備 【2業務区分】			
国土省	航空	/		/		/		特定技能1号評価試験	特定技能2号評価試験又は航空従事者技能証明書	<ul style="list-style-type: none"> 空港グランドハンドリング 航空機整備 【2業務区分】							
	宿泊								育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験	宿泊 【1業務区分】	
	自動車運送業								/		/		/		特定技能1号評価試験	A2.2相当以上（トラック） R以上（バス・タクシー） ※乗合バス・タクシーは、日本語能力試験の合格、A2.2相当以上で、（運転・乗車の乗合バスは、一定条件下で日本語能力試験不要）	<ul style="list-style-type: none"> トラック運転者 バス運転者 タクシー運転者 【3業務区分】
	鉄道															A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2相当以上
物流倉庫	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価試験	A2.2相当以上	物流倉庫 【1業務区分】								

6-5. 特定技能制度について（運用状況）

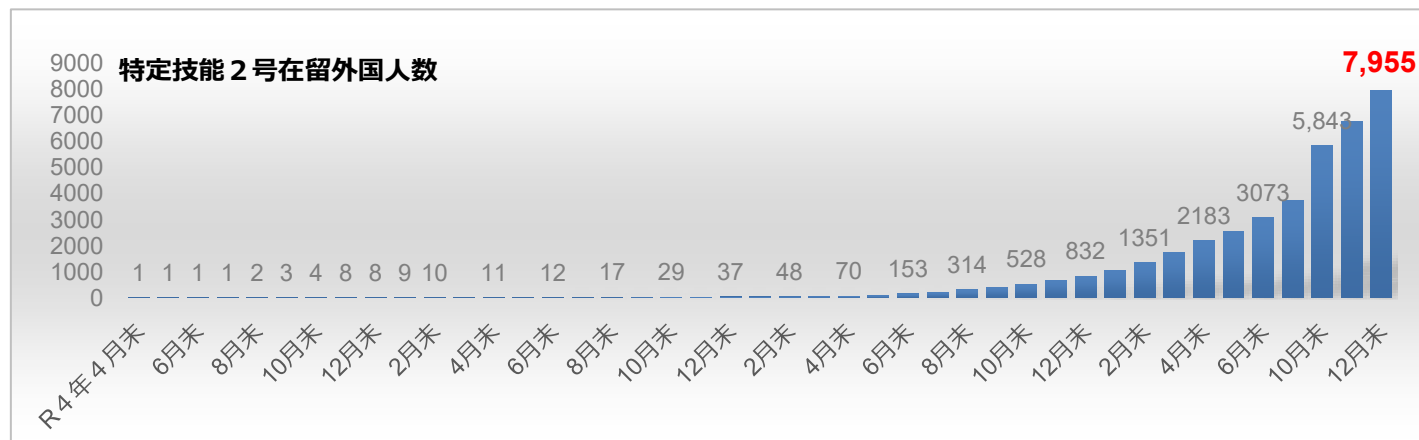
- 特定技能在留外国人数は、令和7年12月末時点（速報値）で、特定技能1号 382,341名、特定技能2号 6,744名。
 そのうち飲食料品製造業分野は全分野中で最多の95,644人（特定技能1号及び2号の合計）。
- 令和11年3月末までに13万3,500人の受入れを見込んでいる。

■ 特定技能外国人数（全分野合計）



特定技能1号外国人数

分野	人数
介護	67,871
ビルクリーニング	8,395
工業製品製造業	56,736
建設	49,323
造船・船用工業	11,204
自動車整備	4,560
航空	2,260
宿泊	1,968
自動車運送業	151
鉄道	54
農業	37,952
漁業	4,590
飲食料品製造業	93,393
外食業	43,869
林業	0
木材産業	15



特定技能2号外国人数

分野	人数
ビルクリーニング	17
工業製品製造業	840
建設	1,799
造船・船用工業	336
自動車整備	320
航空	3
宿泊	30
農業	1,282
漁業	21
飲食料品製造業	2,251
外食業	1,056

6-6. 育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

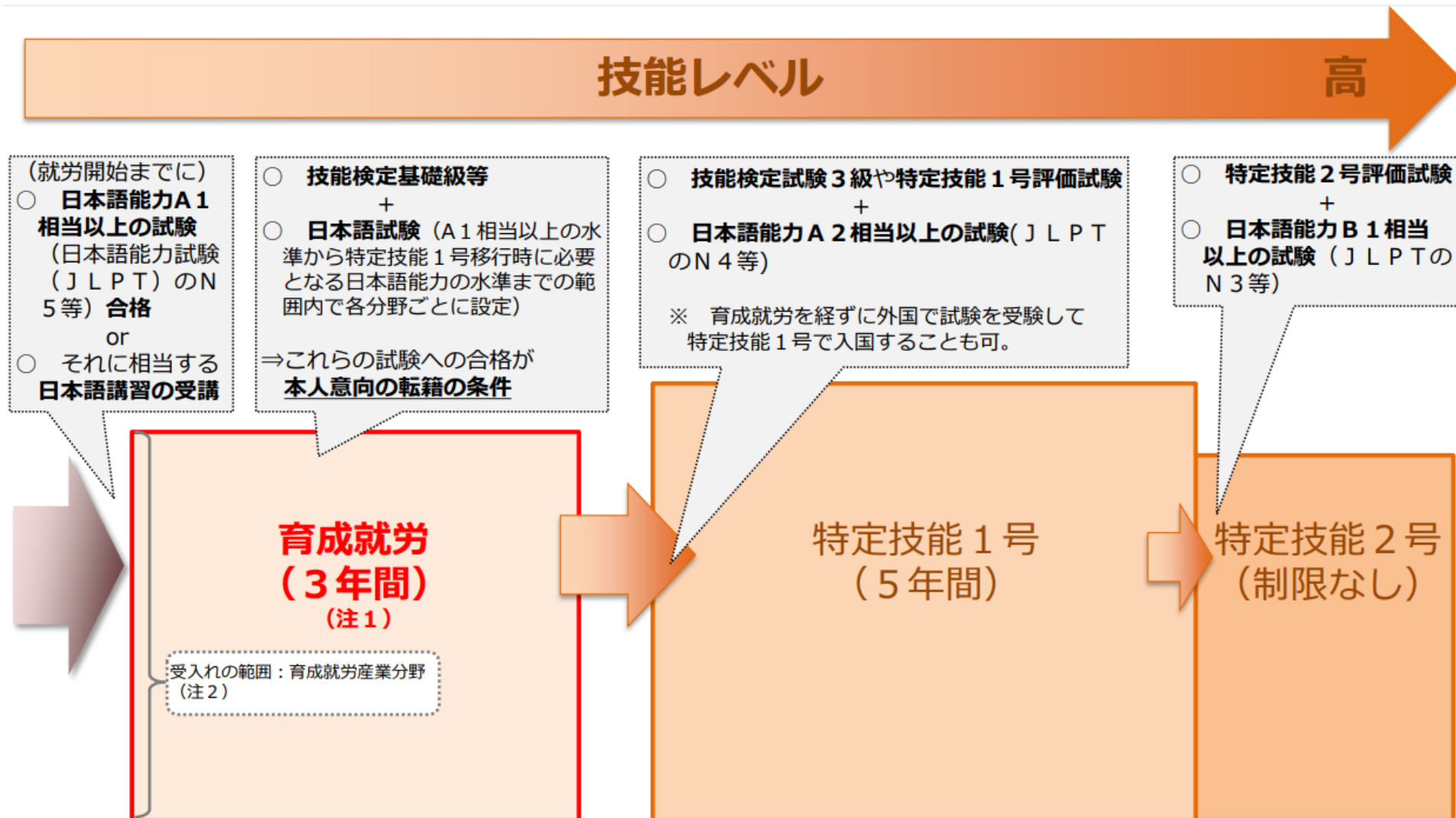
監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

6-7. 育成就労制度のイメージ（特定技能制度との関係性について）



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。